

特別償却の付表（震四）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震四）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条第1項《新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条第1項《新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、震災特例法第18条第1項又は第26条第1項に規定する開発研究用資産（以下「開発研究用資産」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地3」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第85条第1項《新産業創出等推進事業促進計画の実施状況の報告等》に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第84条第2項第2号《新産業創出等推進事業促進計画の作成等》に規定する新産業創出等推進事業促進区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。

ただし、その開発研究用資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額9」は、開発研究用資産を事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。
- 「償却・準備金方式の区分11」は、その開発研究用資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「福島県知事の認定を受けた年月日12」には、福島復興特措法第85条の2第1項《新産業創出等推進事業実施計画の認定等》に規定する新産業創出等推進事業実施計画の同条第3項の規定による福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。
 - 「提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった年月日13」には、提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興特措法第84条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。
 - 「その他参考となる事項14」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。